

財務省告示第十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年十二月二十二日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年一月九日  
 財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二年）（第二百十 五回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け
五	発行額	額面金額で三千四百四億円
六	払込金額	三十三億九千九百五十二 万円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行日	平成十五年十二月二十二日
十	発行価格	額面金額百円につき九十九円八 角八銭
十一	利率	年〇・一パーセント

十二

の経過  
払込み子

日本郵政公社総裁は、払込金額に  
加え、次の算式により算出し、  
た金額を第十八号に規定する期  
日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

十三

初期  
利子

平成十六年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期  
の利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払い期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六ヶ月間に属す  
る利子を支払う。

十五

償還  
金額

平成十七年十二月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

元利  
支

平成十五年十二月二十二日

十七

払込  
期日

平成十五年十二月二十二日

十八

払込  
期日

平成十五年十二月二十二日